

○芦屋町地方創生推進委員会設置条例

平成27年 6 月29日 条例第19号

芦屋町地方創生推進委員会設置条例

(設置)

第1条 芦屋町における人口の現状を分析し、将来目指すべき方向と人口展望を提示する芦屋町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づく芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、今後の地方創生を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町地方創生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議を行い、町長へ答申する。

- (1) 芦屋町人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。
- (3) 芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価及び検証に関すること。
- (4) その他人口減少対策及び地方創生並びに地域活性化対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から町長が委嘱する。
- 3 委員会のアドバイザーとして、委員の他に、専門知識を有する者を町長が委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長は会長が務める。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月19日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。